

斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者  
募集要項

令和3年9月

斑鳩町住民生活部子育て支援課

## 目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 整備・運営条件等	1
3. 応募資格要件	1
3-1 応募者の資格要件	1
3-2 応募者の制限	1
3-3 不適格事項	2
3-4 参加資格確認基準日	2
3-5 契約締結までに資格を喪失した場合の取扱い	2
4. 事業者選定から事業開始までの主なスケジュール	2
5. 応募手続	3
6. 事業者の選定方法	4
7. その他留意事項	5
8. 問い合わせ先・提出先	5

別紙1 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件

別紙2 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定方法及び選定基準

別紙3 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定骨子（案）

別紙4 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置にかかる事業用定期借地権設定契約書  
（案）

別紙5 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業 様式集

（参考）斑鳩西幼稚園周辺図

# 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要項

## 1. 募集の趣旨

本町においては、保育園の状況や今後の保育所ニーズの見込みから、待機児童解消のための新たな施設整備が必要な状況にある。

新たな施設整備にあたっては、保護者の就労状況や生活スタイルの多様化により、教育・保育ニーズも多様化してくると考えられることから、これらのニーズに柔軟に対応していくため、保護者の就労状況に関わらず利用できる「認定こども園」の整備が適当であるとの判断のもと、現在の教育・保育施設の運営状況や立地状況を勘案し、斑鳩西幼稚園を認定こども園として再構築を図ることとした。

認定こども園の整備にあたっては、民間活力を積極的に活用するとともに、本町の幼児教育・保育の取組みを積極的に推進するため、公私連携幼保連携型認定こども園とすることとし、公募型プロポーザル方式により、「公私連携法人」として指定する事業者の選定を行うものである。

## 2. 整備・運営条件等

別紙1「斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件」によるものとする。

## 3. 応募資格要件

### 3-1 応募者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 次に掲げる施設のいずれかを5年以上運営した実績があり、現に運営していること。
  - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定により認可された保育所
  - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
  - ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

### 3-2 応募者の制限

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年斑鳩町要領第3号）及び斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年斑鳩町要領第4号）による入札参加停止期間中である者

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- (5) 斑鳩町暴力団排除条例（平成 23 年斑鳩町条例第 20 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員並びに同条第 3 号の暴力団員等に該当する者
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納している者

### 3-3 不適格事項

応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 事業者の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- (2) 応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 応募書類提出以降、「3-1 応募者の資格要件」を満たさなくなった場合
- (5) その他不正な行為があった場合

### 3-4 参加資格確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は、事業提案書の提出期限日とする。

### 3-5 契約締結までに資格を喪失した場合の取扱い

事業提案書を提出した応募者が、事業提案書の提出期限日以降に応募者資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりとする。

- (1) 事業提案書の提出期限日から優先交渉権者決定までの間に、応募者が応募者資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。
- (2) 優先交渉権者決定日から認定こども園法第 34 条第 2 項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結日までの間に、応募者が応募者資格要件を欠くこととなった場合には、町は協定を締結せず、又は協定の解除を行うことができる。これにより協定を締結せず、又は協定を解除しても、町は一切責を負わない。
- (3) 町が優先交渉権者と協定を締結しない又は協定を解除した場合、町は次点交渉権者と協議する。

## 4. 事業者選定から事業開始までの主なスケジュール

事業者選定並びに事業開始までのスケジュールは次のとおりである。

日 程	内 容
令和3年9月3日（金）	募集要項等の公表
令和3年9月11日（土）	現地見学会
令和3年9月21日（火）	質問の提出期限
令和3年10月4日（月）	質問の回答
令和3年10月5日（火）～10月8日（金）	参加表明書の提出期間
令和3年12月20日（月）～12月24日（金）	事業提案書の受付
令和4年1月上旬	一次審査
令和4年1月中旬	二次審査、優先交渉権者の決定
令和4年3月	協定締結
令和4年3月～令和6年3月末	地域、保護者等への説明会や協議 移行準備（施設整備、設置認可等）
令和6年4月1日	認定こども園開園
令和6年4月から	旧園舎解体、駐車場整備

## 5. 応募手続

### （1）募集要項等の配布

- ①配布期間 令和3年9月3日（金）～10月8日（金）
- ②配布場所 斑鳩町ホームページに掲載しているので、書類及び様式等データをダウンロードすること。

### （2）現地見学会（事前申込制）

- ①日 時 令和3年9月11日（土） 午前10時から（1時間程度を予定）
- ②場 所 斑鳩西幼稚園
- ③事前申込 令和3年9月10日（金）正午までに現地見学会参加申込書（様式1）をメールで送信すること。
- ④注意事項
  - ・申込書送信後、送信した旨電話連絡を行うこと。（メール誤送信防止のため）
  - ・現地見学会の参加者は、1事業者につき2名以内とする。
  - ・現地見学会への参加は、今回の募集に応募する必須要件ではない。
  - ・新型コロナウイルス感染症対策のため、応募者多数の場合は、開催時間を調整することがある。

### （3）質問の受付

- ①受付期間 令和3年9月3日（金）～9月21日（火）  
※上記期間中の土・日・祝祭日は除く。
- ②質問提出方法  
質問書（様式2）に記入の上、電子メールでのファイル添付について、下記提出先に提出すること。なお、電話・FAX・郵送での受付は行わない。  
\*申込書送信後、送信した旨電話連絡を行うこと。（メール誤送信防止のため）

### ③回 答

令和3年10月4日（月）までに、質問に対する回答は、町のホームページへの掲載によって行う。

#### (4) 参加表明書の提出

本事業に応募する意思のある事業者は、参加表明書（様式3）に記入の上、受付場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留での郵送とし、提出期日必着とする。FAX・電子メールによる提出は認めない。

①受付期間 令和3年10月5日（火）～10月8日（金）  
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

②受付場所 斑鳩町住民生活部子育て支援課  
〒636-0142 斑鳩町小吉田1丁目12番35号（生き生きプラザ斑鳩内）

#### (5) 事業提案書の提出

本事業に応募する事業者は、所定の様式等により提案内容を記載した事業提案書を提出する。事業提案書は、必ず受付場所に持参すること。郵送又はFAXによる応募は認めない。

①受付期間 令和3年12月20日（月）～12月24日（金）  
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

②受付場所 斑鳩町住民生活部子育て支援課

③提出部数 正本1部 副本10部とする。

\*資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで標示すること。

\*所定の様式は、斑鳩町ホームページよりダウンロードして作成すること。

## 6. 事業者の選定方法

提案内容を選定基準に基づき総合的に評価し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

なお、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により、最低基準点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わない場合がある。

#### (1) 選定委員会の設置

町は事業者の選定に際し、「斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

なお、選定委員会は非公開とする。

#### (2) 審査内容

本事業の審査は、「一次審査」と「二次審査」により行うものとする。具体的な基準については、優秀提案者選定基準にて示す。

①一次審査

本町において、提出された応募書類を基に応募者の資格要件等について審査し、要件を具備していない場合は、二次審査に付さないこととし、その旨を応募者に通知する。

## ②二次審査

選定委員会において、本事業の計画に係る提案内容を総合的に評価し、点数化する。最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者とし、その次に優れた提案を行った応募者を優秀提案者として選定する。

なお、いずれかの審査項目で、重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、最優秀提案者又は優秀提案者として選定しないことがある。

## ③ヒアリング

二次審査にあたっては、選定委員会において提案内容の説明を求めるため、令和4年1月中旬にヒアリングを行う。

ヒアリングの詳細については、応募者に対して個別に通知する。

## (3) 優先交渉権者の決定

町は選定委員会により選定された最優秀提案者及び優秀提案者をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

町は、優先交渉権者と協定を締結しなかった場合、次点交渉権者と協議し、協定を締結する。

なお、次点交渉権者としての権利は、町と優先交渉権者の協定締結をもって消滅する。

## (4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに提案審査を行った応募者に文書で通知するとともに、町のホームページを通じて公表する。なお、選定結果に対する問い合わせには一切応じない。

## 7. その他留意事項

- (1) 本事業に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 提出書類について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年斑鳩町条例第1号）に基づき公開することがある。

## 8. 問い合わせ先・提出先

斑鳩町住民生活部子育て支援課

〒636-0142

奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号（生き生きプラザ斑鳩内）

電話 0745-75-1152 FAX 0745-75-4002

メール kosodate@town.ikaruga.nara.jp